



新型コロナウイルス感染症の拡大に起因するファンド業務での問題点

執筆者: 本柳 祐介、大場 悠樹

新型コロナウイルス感染症(以下「コロナウイルス」といいます。)の拡大により、様々な側面で事業活動が影響を受けており、投資ファンド業務においても種々の問題が生じることが想定されます。以下では投資事業有限責任組合や Limited Partnership などの組合型のファンドを前提に、このような問題点について検討事項を概説します。

1. ロックダウンとキーパーソン事由

ファンド契約においては、ファンド運営にとって重要な人物を主要担当者又はキーパーソン(Key Person)とし、キーパーソンがファンド業務に関与することができない場合(主要担当者事由又はキーパーソン事由)には投資期間の中断等の効果が生じるとするキーパーソン条項を定めることが多くなっています¹。

¹ 経済産業省の公表する投資事業有限責任組合契約のモデル契約 (https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/lps_model2211.pdf) (以下「モデル契約」といいます。)及び経済産業省の公表する「投資事業有限責任組合契約(例)及びその解説」(<https://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180402006/20180402006-2.pdf>) (以下「LPS 契約(例)」)といっています。)では、以下のような規定があります。

主要担当者事由・キーパーソン事由

「主要担当者の[全て/うち[]名]が、組合財産の運用に実質的に関与しなくなったこと。」

キーパーソン条項

1. 無限責任組合員は、主要担当者事由が発生した場合には、かかる事由の発生につき、有限責任組合員に速やかに書面にて通知するものとする。主要担当者事由が生じた場合、本条第 3 項の規定に従って、本組合の組合財産の運用に実質的に関与しなくなった主要担当者に代わる者が選任されるまでの間、本組合の出資約束期間は中断し、かかる出資約束期間の中断中は、本組合は、出資約束期間経過後にのみ許容される事業のみ行うことができるものとする。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

コロナウイルスの拡大により、外出禁止令や都市封鎖が行われた場合やキーパーソン自身がコロナウイルスに罹患した場合には、キーパーソンがファンド業務に関与することができなくなり、キーパーソン条項への抵触が問題となりえます。具体的な抵触の有無は、キーパーソン条項が契約上どのように規定されているかによりませんが、「組合財産の運用に実質的に関与」することが求められている場合には、当該状況下におけるキーパーソンの活動内容が「組合財産の運用に実質的に関与」しているといえるかが問題となります。また、「自らの業務時間の大部分を組合財産の運用に費やすこと」が求められている場合には、外出禁止令に従ってキーパーソンが自宅で過ごす時間が「自らの業務時間」に該当するかも問題となります。

ファンド契約で要請される活動内容を特定のキーパーソンが実施できない場合であって代替の者が見つかるときには、当該キーパーソンを交代させることが考えられますが、ファンド投資家(投資事業有限責任組合であれば有限責任組合員、Limited Partnership であれば Limited Partner)の同意などの要件を満たして行うことが必要となります。また、キーパーソン条項に抵触する場合であっても、ファンド契約の定めによってファンド投資家の同意を得てキーパーソン条項の効果(投資期間の中断等)を解除することができる場合もあり、このような規定がなくともファンド契約の変更によってキーパーソン条項の効果を解除することもできます。

2. 帳簿閲覧権とファンド運営者による報告義務

投資ファンドにおいては、通常、ファンド運営者(投資事業有限責任組合であれば無限責任組合員、Limited Partnership であれば General Partner)からファンド投資家に対してファンドの運営状況に関する情報提供が行われます。多くのファンド契約では、ファンドの会計帳簿や財務諸表等の閲覧請求権がファンド投資家に認められていたり²、一定の期間毎に財務諸表等をファンド運営者がファンド投資家に送付することとされています³。

しかし、閲覧請求権については、ファンド契約の内容次第では、会計帳簿等をファンド投資家に電子送付する等の対応までは規定されておらず、物理的にファンド運営者等のオフィスを訪問して閲覧する方法のみがファンド投資家の権利として認められている場合も考えられます。その場合、ファンド投資家には帳簿閲覧権が認められるものの、コロナウイルスの感染拡大により国際的な移動や国内での移動が制限され、事実上、当該閲覧権の行使が困難となる事態が想定されます。また、ファンド運営者の立場からすれば、コロナウイルスに起因する活動制限により、ファンド投資家による帳簿閲覧権の行使に対応できない事態やファンド

2. 前項の規定にかかわらず、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、又は、本条第 3 項に従って、本組合の組合財産の運用に実質的に関与しなくなった主要担当者に代わる者が、主要担当者事由の発生後[]ヶ月以内に選任された場合、出資約束期間の停止は解除されるものとし、かかる解除がなされない場合、主要担当者事由の発生後[]ヶ月を経過した日に出資約束期間は終了するものとする。

3. 無限責任組合員は、各有限責任組合員に書面により通知することにより、主要担当者の後任の候補者、又は追加的な候補者を指名することができる。かかる場合、無限責任組合員は、各有限責任組合員に当該候補者の情報を提供し、有限責任組合員から求められた場合、当該候補者と当該有限責任組合員との面談の機会を設定するものとする。候補者の選任は、総有限責任組合員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得ることを要するものとする。」

² モデル契約及び LPS 契約(例)では、以下のような規定があります。

「有限責任組合員は、無限責任組合員に対しあらかじめ書面によりその旨の通知をなした上で、無限責任組合員の営業時間内において、自己の費用で次の各号に掲げる書類の閲覧又は謄写をなすことができる。

- ① 第 24 条第 3 項に規定する会計帳簿及び記録
- ② 第 25 条第 1 項に規定する財務諸表等及び同条第 3 項に規定する半期財務諸表等
- ③ 第 25 条第 1 項に規定する監査に関する意見書
- ④ 本契約書」

³ モデル契約及び LPS 契約(例)では、以下のような規定があります。

「無限責任組合員は、事業年度ごとに、組合会計規則に定めるところに従い、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書(以下「財務諸表等」と総称する。)を作成し、監査人による日本における一般に公正妥当と認められる監査基準に従った監査(業務報告書及び附属明細書については会計に関する部分に限る。以下本条において同じ。)を経た後、その事業年度経過後 3 ヶ月以内に、組合員に対し、当該監査に関する意見書の写しとともに財務諸表等を送付するものとする。」

投資家への財務諸表等の送付ができない事態も考えられます。ファンド投資家の中には、法令上の報告義務履行のため、当該情報提供を受ける必要がある場合などもありますが、ファンド契約又はサイドレターにおいて手当がない場合にはファンド運営者の柔軟な対応を期待するほかありません。なお、金融機関等による法令上の報告義務については、コロナウイルスの影響にも鑑みて、提出期限の延長など、柔軟に対応を行う方針が金融庁及び財務局から示されていますので⁴、当該報告義務の遵守が難しい場合には、当局に状況を相談することも選択肢となりえます。

3. ファンド投資家の集会・投資委員会・諮問委員会

コロナウイルスの拡大防止の観点から、多人数による会合などは自粛が求められていますが、ファンド契約においては、様々な集会や会議が想定されている場合があります。多くのファンド契約では、ファンド投資家による集会を定期的に開催する旨規定されているほか⁵、投資判断を行う機関として投資委員会が設置されている場合や、利益相反関係の事項を判断するために諮問委員会が設置されている場合があります⁶。

ファンド契約において、当該集会等の開催方法が特に規定されていない場合には、電話会議システム等での開催も可能ですが、当該集会等の開催方法が物理的な開催に限定されている場合には、開催が困難となることが想定されます。

ファンド投資家による集会については開催期限が規定されている場合もありますので、当該集会等が期限までに開催できない場合には、ファンド運営者の契約違反が生じる可能性があります。また、投資委員会による承認がファンドによる投資実行の要件とされている場合や諮問委員会による承認が利益相反の問題がある活動を実施するための要件となっている場合もありますので、これらの会議が開催できない場合にはファンドの投資活動等が実施できなくなります。これらの事態を避けるためには、ファンド契約における当該集会等の開催方法に関する規定の変更や、特定の集会等の開催についてはこれを免除する旨の覚書等の締結により対応することが考えられます。

4. ファンド持分の取得勧誘

コロナウイルスの感染拡大によって経済環境に変動が生じていることから、ファンド持分の取得勧誘のための資料(Private Placement Memorandum など)に記載された情報が適切なものかについて確認する必要があります。特に、市場環境の変動により投資リスクの記載の見直しが必要と考えられます。

また、コロナウイルスの感染拡大に起因した移動制限によりファンド持分の取得勧誘に支障が生じることが想定されますが、初回クロージング後にファンド持分の取得勧誘活動を停止せざるを得なくなった場合、ファンド契約ではファンド投資家の追加加入

⁴ <https://www.fsa.go.jp/news/r1/sonota/20200330.html>

⁵ モデル契約及び LPS 契約(例)では、以下のような規定があります。

「無限責任組員は、第 25 条第 1 項に従い組員に対し財務諸表等を送付した後速やかに(但し、遅くとも毎事業年度終了後[]日以内に)、組員集会を招集するものとする。」

⁶ モデル契約及び LPS 契約(例)では、以下のような規定があります。

「諮問委員会は、次に掲げる事項を行うことができるものとする。無限責任組員は、本項各号に掲げる行為又は取引については、本項各号に規定されるところに従って、諮問委員会の承認を得ること又は諮問委員会の意見陳述若しくは助言の機会を設けることで、かかる行為又は取引を行うことができるものとする。なお、本項[第①号、第②号又は]第③号において、諮問委員会は、意見陳述又は助言提供の機会を与えられるにとどまり、無限責任組員は、かかる意見又は助言に拘束されないものとする。

- ① 前条第 2 項に定める行為及び前条第 6 項に定める取引について無限責任組員から事前にその[承認/承認又は意見陳述若しくは助言]を求められたものについての[承認/承認又は意見陳述若しくは助言]。
- ② 第①号に規定する行為及び取引のほか、本組合の利益と相反し又は相反する可能性のある無限責任組員又はその役員若しくは従業員 の行為又は取引のうち、無限責任組員から事前にその[承認/意見陳述又は助言]を求められたものについての[承認/意見陳述又は助言]。
- ③ その他無限責任組員から照会を受けた本組合に関する事項についての意見陳述又は助言。」

が可能な期間が定められていることが多い⁷、当該期間内に十分な勧誘活動を完了できない場合にはファンド契約を修正して期間を延長する必要があります。

5. ファンド活動期間の延長

コロナウイルスの感染拡大に起因した移動制限によりファンド運営者としての活動を停止せざるを得ない場合、投資先企業の発掘、投資先企業の育成、投資の回収などの業務に支障が生じることが想定されます。

通常、投資ファンドにおいては、投資期間(Investment Period)が設けられ、投資期間内に投資先企業を発掘し、これに対して投資を実行し、投資期間経過後は原則として当該投資先企業の育成及び投資の回収を主に行うこととされますが、コロナウイルスの感染拡大により投資先企業の発掘が滞った場合、投資期間内に十分な投資を実行することができない事態が想定されます。同様に、投資先企業の育成や投資の回収が滞った場合には、ファンドの存続期間中に取得した有価証券等の価値を十分に向上させることができず、投資リターンを思うように実現できない事態が想定されます。このような不利益を避けるためには、ファンド契約を修正し、投資期間や存続期間を延長することが考えられます。もっとも、存続期間が延長された場合であっても、ファンド投資家に銀行又は保険会社が含まれるときには、独禁法上の議決権保有規制(独禁法 11 条)との関係で国内の会社に係る投資証券を 10 年以内に処分すべきではないかが問題となります。

6. 投資手取金の再利用・借入れ

コロナウイルスの感染拡大により、国際的な移動は制限されており、国内の移動も自粛が求められている現在の状況下においては、新規ファンドを組成するための勧誘活動も制限されています。そのため、ファンド運営者のもとに魅力的な投資案件(投資先企業の価値維持のためにフォローオン投資が必要な場合も含まれます。)がある場合でも、新規ファンドを組成できない事態が想定されます。ファンド投資家の同意を取得して出資約束金額を増額し、投資を実施することも考えられますが、この同意が得られない場合、ファンド運営者としては、既存のファンドが投資を処分したことにより回収した手取金を再度投資に利用する、又は当該既存のファンドが第三者から借入れを行うことにより投資を実行することが考えられます。

もっとも、投資手取金の再投資や借入れがファンド契約によって許容されていない場合、ファンド契約の変更が必要となります。

ファンド契約が変更され、投資手取金の再投資や借入れによる投資実行が可能になった場合、ファンド投資家からの出資が必要ではないことから、出資を要請するキャピタルコール(Capital Call)はされず、ファンド投資家としては投資先企業の情報を適時に取得することができません。これでは、ファンド運営者の企図する投資が投資制限に抵触しているか、特定の投資への参加を拒否することができる免除権(Excuse)を行使すべきかを判断できませんので、ファンド投資家としては、投資手取金の再投資や借入れによる投資実行を許す場合には、これらの機会が確保されるようにファンド契約又はサイドレター上の手当を求めることが望ましいと考えられます。

7. 投資方針・投資制限の変更

コロナウイルスの感染拡大に起因した経済停滞により、ファンドの投資先企業の資金繰りが困窮している場合には、当該投資先企業の資金状況の改善のため、投資ファンドにより当該投資先企業に対して追加投資することが考えられますが、ファンド契約では、投資方針や投資ガイドラインなどで、同一の投資先企業に対する追加投資に対する金額や追加投資を行うことができる期間が制限されている場合があります。その場合に、投資ファンドが当該追加投資を実施するには、制限の範囲内で追加投資を行うか、制限自体を契約変更により緩和する必要があります。ファンド契約上の制限が厳格なものではなく、ファンド運営者に一定の裁

⁷ モデル契約及び LPS 契約(例)では、以下のような規定があります。

「無限責任組員は、[]年[]月[]日までの間に限り、全組員を代理して、本契約添付別紙 1 記載の組員(以下「既存組員」という。)以外の者を本組合に加入させること、及び、既存組員による出資約束金額の増額を承認することができるものとする。かかる加入及び出資約束金額の増額に際しては、無限責任組員は、これらの者との間で全組員を代理してその裁量により適切と考える内容及び様式による加入契約(出資約束金額の増額の場合はその旨の本契約の変更契約。以下、本条において同じ。)を締結する(当該加入契約は、当該新規加入組員が本契約に拘束されることに同意する旨の条項を含むものでなければならない。)」

量が与えられている場合であっても、ファンド運営者による投資方針の変更がファンド投資家に対する善管注意義務に違反しないかは検討が必要となります。

8. ファンドの解散・サイズの縮小

コロナウイルスの感染拡大に伴う経済環境の変化によってファンドが思うように運営できない場合、ファンドを解散することが選択肢となります。ファンド運営者及びファンド投資家の全員の同意によって解散することができるほか、ファンド契約によっては多数決で解散を決定できる場合もあります⁸。

ファンドが解散となった場合には清算が必要となりますが、投資対象の有価証券を換価しようにも、移動制限がある状況下においては交渉が容易ではなく、換価できたとしても現在の不透明な情勢を反映し低廉な価格での換価となる可能性もあります。ファンド契約において清算時の現物分配を認めるものも多いですが、現物分配が望ましいか、低廉な価格であっても有価証券の換価が望ましいかについては難しい判断が必要となります。ファンド契約によりファンド投資家に選択権が与えられていればファンド投資家にて選択することとなりますが、清算人に現物分配を行う権利が与えられている場合、ファンド投資家としては現物分配を拒むことはできませんので、清算人と別途合意することによってのみ現金での受領が可能となります。この場合、清算人としては不利な経済環境のなかでの換価を強いられるため、換価に際する価格の適切性に関する免責など清算人の換価に対する責任を限定する合意がなされることが多いと考えられます。

コロナウイルスの感染拡大に伴う環境の変化によって投資ファンドの新規投資が期待できない場合やファンド投資家の財政状態によってファンドに対する新規出資を止めたい場合には、出資約束金額(Capital Commitment)の減額も問題となります。ファンド運営者が受領する管理報酬(Management Fee)は出資約束金額を基準にしていることも多いため、出資約束金額の減額は管理報酬を減らす効果もあります。

出資約束金額の減額の可否はファンド契約に従うこととなりますが、投資活動が思うように進まない場合に備えて出資約束金額の減額に関する規定が設けられることがあります。モデル契約においても一定の判定時期において投資が進んでいない場合には有限責任組員が出資約束金額の減額を求めることができるとされています⁹。

ファンド契約に出資約束金額の減額に関する規定がない場合や規定があっても適切に利用できない場合には、ファンド契約の当事者間の合意によってファンド契約を変更して出資約束金額を減額することが考えられます。多くのファンド契約において契約変更にはファンド運営者の合意が必要とされており、当該ファンドのことだけを考えるとファンド運営者が出資約束金額の減額を受け入れるメリットはほとんどありませんが、ファンド運営者としても景気回復後のファンド組成を考えるとファンド投資家の要請を真摯に検討する必要があり、ファンド運営者とファンド投資家の交渉によって出資約束金額の減額が決まることとなります。

9. ファンド投資家による義務の不履行

ファンド投資家としては、ファンド契約上、ファンド運営者からのキャピタルコールに応じて、ファンドに対し一定期間内に出資を履

⁸ モデル契約及びLPS契約(例)では、以下の事由が解散事由とされています。

「無限責任組員が、総有限責任組員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組員の同意を得た上、本組合が第5条に定める本組合の事業の目的を達成し又は達成することが不能に至ったと決定したこと」

⁹ モデル契約及びLPS契約(例)では、以下のような規定があります。

「1. 効力発生日から[]年を経過した日の属する事業年度末において、総組員の出資約束金額の合計額に対する投資総額の割合が[]%を超えていない場合、無限責任組員は各有限責任組員に対し、当該事業年度の末日から[]ヶ月以内にその旨を書面により通知するものとする。

2. 前項の通知がなされた場合、総有限責任組員の出資口数の合計の[]分の[]以上に相当する出資口数を有する有限責任組員は、無限責任組員に対し、当該事業年度の末日から[]ヶ月以内に限り、書面により出資約束金額の減額を請求することができる。

3. 有限責任組員から前項に規定される請求がなされた場合、無限責任組員は、本契約期間の残存期間における投資予定額及び管理報酬の総額並びに既発生費用の額及び将来発生することが予想される費用の見積額等の諸事情を勘案の上、減額の是非並びに(減額する場合には)減額後の出資約束金額及び減額の効力発生時期を決定し、有限責任組員に速やかに書面により通知するものとする。」

行する義務を負うのが一般的です。そして、当該出資義務を履行しなかった場合、ファンド契約上、当該ファンド投資家が保有するファンド持分の大幅な減額等の制裁が課される場合がありますが、コロナウイルスの感染拡大に伴い、外出禁止令や都市封鎖が発動された場合には、当該出資を当該期限内に履行できない事態も想定されます。ファンド契約によって、特別の事情がある場合には債務不履行とならない旨が定められていれば、それによって制裁を免れることができる可能性があります。そのような規定がない場合には、ファンド契約に適用される準拠法やファンド契約の合理的な解釈によって制裁を避けることができないかが問題となります。日本法においては金銭債務については、帰責事由の不存在や不可抗力は免責事由とはなりませんので(民法419条3項)、日本法を準拠法とするファンドの場合、ファンド契約の制裁規定の適用回避は容易ではないと考えられます。

また、ファンド契約においては、ファンドに対する貸付人への情報提供又はファンド運営者の法令遵守などのために、ファンド投資家がファンド運営者に対して情報提供することが求められる場合があります。この場合も、上記の出資履行義務と同様に、コロナウイルスに起因した環境下で適切に履行できない場合に債務不履行として責任が生じるかが問題となります。日本法を準拠法とする場合、情報提供義務は金銭債務ではないため、帰責事由がない場合には債務不履行に該当しませんが、帰責事由の有無は最終的には裁判において結論が出るものであり、どのような場合に制裁を免れることができるか確実に予見することはできません。

そのため、コロナウイルスの関係で、ファンド投資家がファンド契約上の義務を履行できないことが明らかになった場合には、可能な限りファンド運営者に義務を免除してもらうように対応することが望ましいと考えられます。

10. ファンドからの離脱

コロナウイルスの感染拡大に伴う経済環境の変化により、以前に想定したファンドのパフォーマンスが期待できない場合には、ファンド投資家としては、当該ファンドからの離脱を希望することも考えられます。投資ファンドから離脱する方法としては、ファンド持分を第三者に売却する方法とファンドから脱退する方法が考えられます。

ファンド持分を第三者に売却する方法を採用する場合には、購入を希望する者が存在すること及び購入を希望する者と売買価格について合意できることが大前提となります。ファンド契約上又は法律上、ファンド持分の譲渡先に制限が設けられていることが多く、その制限の範囲内で購入希望者を探す必要があります。また、ファンド契約上、譲渡についてファンド運営者の承諾が必要とされていることが多く¹⁰、ファンド運営者の承諾を得られるかも問題となります。

ファンド持分の売却に関し、ファンド投資家はファンド運営者に対して購入希望者の探索など助力を求めることもありますが、他者のファンド持分の売買の成立のために尽力する行為は、ファンド持分の売買の媒介として第二種金融商品取引業に該当し、金融商品取引業者としての登録が必要となりうる行為です。そのため、第二種金融商品取引業を行う金融商品取引業者としての登録を行っていないファンド運営者は、自らの行為がファンド持分の売買の媒介に該当しないよう留意する必要があります。

ファンド持分を売却する方法以外に、ファンドから離脱する方法としては、ファンドから脱退する方法も考えられます。

投資ファンドからの脱退の可否はファンド契約において定められていますが、多くのファンドでは極めて限定された場合にのみ脱退を認めています。ファンド運営者の同意があればファンドから脱退できるとする契約も存在しますが、流動性の低い資産に投資するファンドの場合には、脱退したファンド投資家に対するファンド持分の払戻のためにファンド資産の売却を行うことは容易ではなく、ファンドが脱退者に支払うだけの現金を持っている場合を除き、ファンド資産の売却が必要となるファンド投資家の脱退についてファンド運営者の同意が得られない、又はファンド資産の売却まで払い戻しを受けることができないとされるケースが多くなると見込まれます。

もっとも、「やむを得ない」場合には組合から脱退できるとする民法678条2項は当事者の合意によって変更することができない強行法規であると解されており(最判平成11年2月23日民集第53巻2号193頁)、これは「やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。」とする投資事業有限責任組合契約法11条にも妥当すると考えられます。したがって、ファンド契約の規定にかかわらず、民法上の組合や投資事業有限責任組合においては「やむを得ない」場合には投資ファンドから脱退することができます。しかしながら、どのような場合に「やむを得ない」と解釈されるかについて判例・裁判例の蓄積があるわけではなく、他

¹⁰ モデル契約及びLPS契約(例)では、以下のような規定があります。

「有限責任組合員は、無限責任組合員の書面による承諾がある場合を除き、その組合員たる地位について、裁判上及び裁判外の事由の如何を問わず、譲渡、買入れ、担保権設定その他一切処分することができない。」

者の脱退によって影響を受ける他のファンド投資家とのバランスから判定され、その範囲は限定的なものになると考えられます。

以上



もとやなぎ ゆうすけ
本柳 祐介

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
y_motoyanagi@jurists.co.jp

2001年早稲田大学法学部卒業、2010年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M.)。ファイナンス分野のパートナーであり、キャピタル・マーケット、アセット・マネジメント、金融規制、金融取引等を中心とした業務を担当している。



おおば ゆうき
大場 悠樹

西村あさひ法律事務所 弁護士
y_oba@jurists.co.jp

2011年弁護士登録、2018年ニューヨーク州弁護士登録。2010年東京大学法科大学院卒業、2017年コロンビア大学ロースクール卒業(LL.M., James Kent Scholar)。2017年から2018年にかけて Simpson Thacher & Bartlett LLP (ニューヨーク)にてファイナンス関連業務に従事。アセットマネジメントやキャピタル・マーケット、金融規制対応、外資規制やマネーロンダリング関連規制の対応等を中心に国際・国内金融取引等の案件に従事している。